

関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 令和4年9月7日(水)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|--------------|------------------|---|------------|
| (1) 8月10日(水) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 8月10日(水) | 関係諸機関との協議会・例会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 8月12・13 | 新井政雄会員ご尊父様通夜・告別式 | 於 | アグリホール花園 |
| (4) 9月 2日(金) | 三者懇談会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 9月 2日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (6) 9月 2日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・関係機関との協議会
日時 9月7日(水)午前9時30分～10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 理事推薦委員会
日時 9月7日(水)10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 研修会
日時 9月7日(水)午前10時45分～0時15分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 支部ゴルフ愛好会
日時 9月8日(木)
場所 熊谷ゴルフクラブ
- (5) 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会
日時 9月16日(金)午後2時00分～
場所 熊谷市立商工会館
- (6) 正副支部長・地域長会議
日時 10月 3日(月)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (7) 熊谷税務署との協議会
日時 10月 3日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (8) 第40回親睦野球・ソフトボール大会
日時 10月 5日(水)
場所 大宮けんぼグラウンド
- (9) 「税を考える週間」税理士による電話相談
日時 11月17日(木)
場所 電話相談

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部 会員数167名

6. 次回例会予定

日時 10月7日(金)午前9時30分～10時30分 関係諸機関との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 10月7日(金)午前10時45分～午後0時15分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 『健康講話』

講師 藤間病院 院長 清水 謙先生

単位 1.5単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名:kumazei パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

支部事務局に、令和4年度広報用のポスター(B1サイズ、B2サイズ)が届いています。
希望する先生は、支部事務局まで取りに来てください。

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年9月現在)

11月例会	11月 8日(火)	午前10時30分～
12月例会	12月12日(月)	午後 2時00分～
1月例会	1月12日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月27日(月)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和4年9月7日
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税理士業務の実態確認の実施について (総務課)

毎年のお願いではありますが、税理士業務の実態確認のため、何名かの先生方の事務所にお伺いさせていただき予定としておりますので、その際にはご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、税理士業務のセルフチェック表の送付を9月中旬頃に実施予定です。

提出依頼の文書が届いた先生方におかれましては、セルフチェック表に必要事項を記入の上、返送いただきますようお願いいたします。

- (2) 国税庁をかたる不審なショートメッセージ等について (総務課)
別添1「不審なショートメッセージやメールにご注意ください」参照

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

不審なショートメッセージやメールを受信したときや、国税庁ホームページをかたるサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受ける恐れがありますので、アクセスしないようご注意ください。

- (3) ダイレクト納付の利用勧奨について (管理運営部門)

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力をいただきましてありがとうございます。

ダイレクト納付は、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、即時又は指定した期日に納付することができる、口座振替制度のない法人の納税や、源泉所得税の納税には便利な納付手段です。

関与先に対しまして利用勧奨をお願いします。

なお、ダイレクト納付の詳細等は、国税庁ホームページに掲載されておりますので参考にしてください。

- (4) 電子納税証明書(PDF)の利用勧奨について (管理運営部門)
別添2「電子納税証明書(PDF)がとても便利です」参照

納税証明書の申請から受取りまでの手続を、自宅等で全てできるPDFファイルの納税証明書の発行が令和3年7月から始まっております。この電子納税証明書(PDFファイル)は、期限内であれば何枚でも印刷してお使いいただけます。

ぜひ、関与先へご案内いただき利用勧奨をお願いします。

- (5) 特定路線価設定申出書の提出チェックシートの活用について (資産課税部門)
別添3「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照
別添4「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」参照

特定路線価の設定の要否判定に資するため、別添3「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」(以下「チェックシート」という。)を導入しており、チェックシートの活用をしていただくとともに、併せて、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- (6) 相続税e-Taxの普及・定着について (資産課税部門)
別添5「相続税申告はe-Taxをご利用ください！」参照

相続税申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が非常に高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、令和元年以降の相続開始分の修正申告も提出が可能になっておりますので、修正申告書提出の際にも是非ご協力をお願いします。

(7) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について

(法人課税部門)

発送日：令和4年9月1日(木)

回答期限：令和4年9月14日(水)

令和4年6月支払分までの源泉所得税に係る納付の確認ができない徴収義務者に対しまして、国税局の源泉事務処理センターから、上記の日程で納付照会ハガキを発送しております。関与先から問い合わせがありましたら、早期の納付と回答ハガキの提出にご協力のほどよろしく願いいたします。

(8) インボイス制度の周知及び登録申請書の早期提出依頼について

(個人・法人課税部門)

適格請求書発行事業者の登録申請につきまして、関与先に対し周知いただき誠にありがとうございます。

再三のお願いとなりますが、インボイス制度の説明を行っていない関与先がありましたら、早期に周知いただくとともに、登録予定の関与先につきましては、登録申請書の提出をお願いいたします。

添付書類

- 1 「不審なショートメッセージやメールにご注意ください」
- 2 「電子納税証明書(PDF)がとても便利です」
- 3 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」
- 4 「特定路線価及び個別評価評定担当署一覧」
- 5 「相続税申告はe-Taxをご利用ください！」

令和 4 年 7 月 21 日

(令和 4 年 8 月 18 日更新)

(令和 4 年 8 月 26 日赤字箇所追記)

国 税 庁

不審なショートメッセージやメールにご注意ください

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁（国税局、税務署を含む）では、ショートメッセージによる案内を送信していません。

また、国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信していません。

不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページをかたるサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

国税庁ホームページアドレスは、<https://www.nta.go.jp/>です。

国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

なお、メールによる案内は、下記の場合に限って送信しています。

- ・ 国税庁ホームページ新着情報の配信サービスの登録をされている場合
- ・ 国税庁メールマガジン配信サービスの登録をされている場合
- ・ e-Tax の利用にあたり、メールアドレスを登録されている場合

詳細については、e-Tax ホームページをご確認ください。

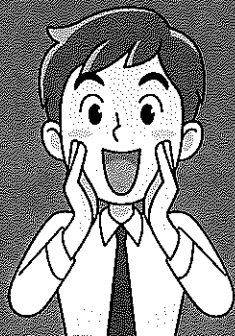
(注) 現在、e-Tax から送信される「税務署からのお知らせ」に類似したメールが送信されていることを確認しております。

「税務署からのお知らせ」は、メッセージボックスに情報が格納された場合などに送信していますが、心当たりのない方は、それらのメールに表示されたリンク先をクリックしないでください。また、心当たりのある方におかれましても、URL を確認してからクリックするなど、慎重に対応いただきますようお願いいたします。

● 不審な電話や振り込め詐欺にご注意を

「フィッシング対策協議会」のホームページに、フィッシング詐欺の詳細が掲載されております。

● フィッシング対策協議会のウェブサイトはこちら (外部サイトへ)



電子納税証明書(PDF)が とても便利です!

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください!

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます!

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は何度でもお使いいただけます(※注)!
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は何枚でも印刷できます!

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信

そのまま自宅等で受取



1

STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2

STEP

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。



3

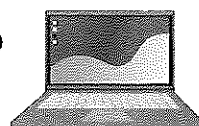
STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。

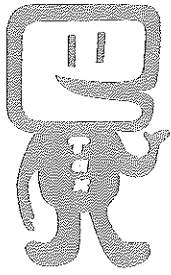


リサイクル連性 **A**
この印刷物は、印刷用の紙を
リサイクルできます



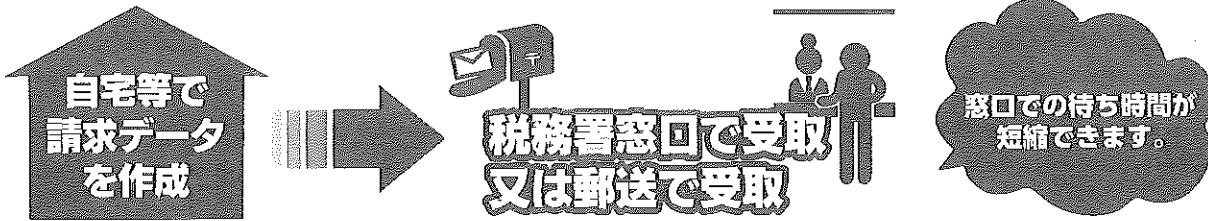
e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



他にもまだある // 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1
STEP

自宅やオフィスで請求

▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。(QR コードは (株) デンソーウェブの登録商標です)

2
STEP

税務署窓口で本人確認

▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。

▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。

▶ 本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かれます。

▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

(1)からは、税務署窓口での手続です。

3
STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)

4
STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダーの購入が必要です。
 ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (S P 版) はご利用できません。
 ※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

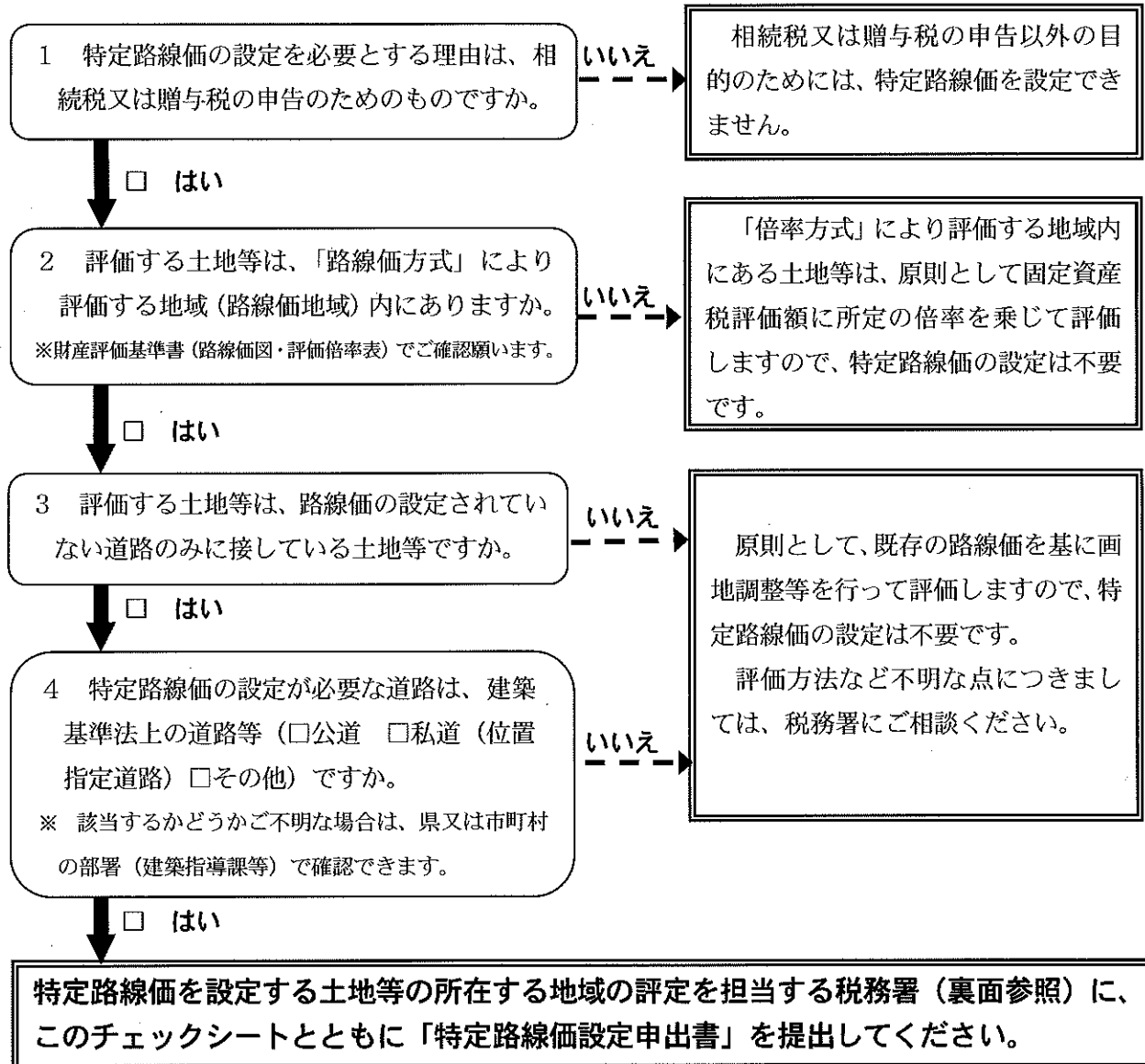
8

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： _____

土地等の所在地： _____

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

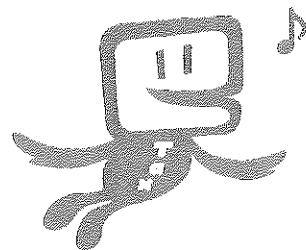
評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-234-0111 (代表)

(注) 各税務署の電話は、自動音声によりご案内しています。問合せをされる場合は「2」を選択し、電話対応した職員に担当部署をお伝えください。

税理士の皆さまへ

相続税申告は e-Tax をご利用ください



ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することができます。

添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



読込



送信直前まで申告内容の
差替え・訂正が可能♪

送信方法	内 容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで 追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB のデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大 11 回（8.0MB×11 回（88.0MB））まで送信が可能です。

着情報

令和4年4月1日以後の e-Tax 申告については、①又は②の方法以外に光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF形式）を保存して提出できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご利用ください。

※ 光ディスク等に保存するファイル数は 1,000 ファイル（1 ファイル当たり 50MB まで）まで可能です。

※ 提出に当たっては、e-Tax ホームページに掲載している「e-Tax による相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。



留意事項はこちらから

【掲載場所】 ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告

ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理の効率化が図られます。

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データでの管理が可能となり、ペーパーレス化だけでなく、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

ポイント3

財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・利用者識別番号の暗証番号
- ・電子証明書（マイナンバーカード等）
- ・本人確認書類

が全て不要です。



相続人等が複数いる場合
や遠隔地にいる場合でも、
申告手続きがスムーズ♪
確認方法はフローチャート
でチェック！

利用者識別番号の
取得状況を確認

※利用者識別番号は、
①過去に電子申告を行った申告書の控え
②税務署からの郵送物
などから確認できます。



利用者識別番号が分かる

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

利用者識別番号を取得していない

※既に取得している利用者識別番号を
使用してください。所得税の申告などで
既に利用者識別番号を取得している
場合は、改めて利用者識別番号を
取得する必要はありません。

「変更等届出書」を e-Tax で送信
※税理士による代理送信も可能

「開始届出書」を e-Tax で送信
※税理士による代理送信も可能

利用者識別番号が
【有】の場合

既存の利用者識別番号
と仮暗証番号が記載され
た通知書が、税務署から
財産取得者宛に郵送され
ます。

利用者識別番号が【無】
又は
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は
廃止されている旨を税務署か
ら代理送信をした税理士等
に対して電話によりお伝えしま
すので、「開始届出書」を e-Tax
で代理送信してください。

利用者識別番号等が、
オンラインで即時発行されます。

既に利用者識別番号を取得
している場合、新たな利用者
識別番号を取得すると、これ
まで e-Tax で申告した内容を
確認することができなくなり
ますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに
掲載しています！

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日
を除く。）



Q&A はこちら

令和4年9月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦夫
副支部長 中村 武司
地域長 福島 泰彦
研修部長 森戸 裕
支部国保長 相馬 広明

税理士会36時間規定研修 令和4年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 初秋の候、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和4年10月7日（金）午前10時45分～午後0時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『健康講話』
講師 藤間病院 院長 清水 謙先生
対象 税理士会会員
バス 午前9時10分 熊谷駅南口
単位 1. 5単位

9月28日（水）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和4年10月7日の支部研修会出席者は

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会長 江本英仁
(公印省略)

令和4年度下期会費納付に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成29年4月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としいたしますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 納付内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の4月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.カンシエツカイ」です。

ご指定いただいている口座情報に変更がある場合は、事務局会費担当までご連絡ください。
なお、手続きの都合上、10月26日の口座振替分については変更できませんのでご容赦ください。
令和5年1月31日（火）までにお手続きいただいた場合、令和5年度上期分（4/26）より新口座から引き落としとなります。

3. 納付金額

支部名	引落日	本会会費	県連会費	支部会費	合計
熊谷	10/26	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票(コンビニ・郵便局併用)を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。(納付期限：上期4月末、下期10月末が原則)

ゆうちょ銀行が令和4年1月17日から「現金支払いの加算料金」を導入しました。(ゆうちょ銀行・郵便局)窓口やATMにおける払込票での払込みにつきまして、現金でお支払いの場合は「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)の場合であっても、1件につき110円の加算料金が発生しますので、ご負担いただきますようお願い申し上げます。なお、ゆうちょ銀行の通帳・キャッシュカードを利用したお支払いは加算料金はかかりません。詳しくは、下記《ゆうちょ銀行ホームページURL》をご参照ください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2021/news_id001686.html

預金口座振替による会費納付へのご変更を、重ねてお願いいたします。

埼玉協熊谷地域 9 月例会

令和 4 年 9 月 7 日 (水)

<会務報告>

<会務予定>

令和 4 年 9 月 7 日 (水) 県北地域全税共業務推進協議会
(行田・熊谷・本庄・秩父地域)
16:30～ ホテルガーデンパレス

令和 4 年 9 月 27 日 (火) SOMPO ひまわり生命との協議会
清水園

令和 4 年 9 月 29 日 (木) 第 5 回常務理事会・第 4 回地域長会
12:30～ パレスホテル大宮

令和 4 年 9 月 29 日 (木) 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
15:00～ パレスホテル大宮

<提携企業インフォメーション>

- ・朝日生命
- ・大同生命
- ・セキスイハウス